C　①一般社団法人しながわ観光協会（しなかんトラベルサロン）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6540号　④一般社団法人しながわ観光協会　東京都品川区大井一丁目14番１号　代表理事　松本亨　⑤しなかんプラザ　東京都品川区大井１―14―１　大井１丁目共同ビル　⑥平成24年６月７日　⑨平成24年７月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区大井一丁目14番１号　一般社団法人しながわ観光協会　代表理事　松本亨

B　①ギルト・シティ株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―6481号　④ギルト・シティ株式会社　東京都江東区辰巳二丁目４番４号　代表取締役　グラスカー・ピーター・ヘンリー　⑤本社営業所　東京都江東区辰巳２―４―４東京納品代行潮見センター５階　⑥平成23年10月20日　⑧平成24年８月20日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都江東区辰巳二丁目４番４号　ギルト・シティ株式会社　代表取締役　グラスカー・ピーター・ヘンリー

B　①有限会社コスミック　②第３種旅行業　③広島県知事登録旅行業第３―357号　④有限会社コスミック　広島市佐伯区八幡東１丁目29―19―102　代表取締役　宮原寛二　⑤本社営業所　広島市佐伯区八幡東１丁目29―19―102　⑥平成16年９月28日　⑧平成24年９月５日　⑩300万円　⑪広島県知事　⑫広島市佐伯区八幡東１丁目29―19―102　有限会社コスミック　代表取締役　宮原寛二

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 24 年９月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①有限会社信州観光バス　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２―494号　④有限会社信州観光バス　千曲市大字鋳物師屋117番地２　代表取締役　久保章　⑤本社営業所　千曲市大字鋳物師屋117番地２　⑥平成19年８月28日　⑦平成24年８月17日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①株式会社ベスト　②第２種旅行業　③北海道知事登録旅行業第２―463号　④株式会社ベスト　札幌市手稲区西宮の沢五条一丁目16番15号　代表取締役　鈴木高尚　⑤本社営業所　札幌市手稲区西宮の沢五条一丁目16番15号　⑥平成16年１月５日　⑦平成24年９月３日　⑧220万円　⑨1100万円

以上２件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

A　①株式会社アドベンチャー　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―6379号　④株式会社アドベンチャー　東京都千代田区九段南三丁目３番６号　代表取締役　岡田直樹　⑤本社営業所　東京都千代田区九段南三丁目３番６号　⑥平成22年11月25日　⑦平成24年８月９日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①華達貿易株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1850号　④華達貿易株式会社　福岡市博多区山王一丁目16番26号　代表取締役　関景斌　⑤本社営業所　福岡市博多区山王一丁目16番26号　⑥平成14年８月１日　⑦平成24年８月１日　⑧1400万円　⑨7000万円

A　①ジェイシーイー中国旅行株式会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―1148号　④ジェイシーイー中国旅行株式会社　名古屋市中区栄二丁目11番３号白川アカデミービル７Ｆ　代表取締役　王瑛　⑤本社営業所　名古屋市中区栄二丁目11番３号白川アカデミービル７Ｆ　⑥平成８年６月20日　⑦平成24年９月１日　⑧90万円　⑨450万円

以上３件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 24 年９月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社セブンデイズ　②愛知県知事⑴20774　③代表取締役　後藤学　④愛知県清須市春日屋敷56番地　廃止した従たる事務所　名古屋市東区東桜二丁目20番９号　⑤500万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県清須布春日屋敷56番地　株式会社セブンデイズ　代表取締役　後藤学

①有限会社森本産商　②京都府知事⑻006478　③代表取締役　森本登士　④京都府長岡京市神足屋敷50番地　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府長岡京市神足屋敷50番地　有限会社森本産商　代表取締役　森本登士